

紀南病院警備保安業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、紀南病院（駐車場、紀南看護専門学校を含む）における警備保安業務について、専門的な知識と技能を有する事業者に委託することにより、円滑な病院事業と患者及び来院者並びに病院関係者の安全確保と病院施設における秩序維持に資することを目的とし、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

紀南病院警備保安業務

(2) 業務内容

別紙「紀南病院警備保安業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとします。ただし、契約時において、受託者の提案内容により一部を変更する場合があります。

(3) 履行期間

令和9年2月1日から令和12年1月31日まで

(4) 委託料上限額

3,113,000 円/月（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当

紀南病院 管財課 榎本、原

住所：〒646-8588 和歌山県田辺市新庄町46番地の70

電話：0739-22-5623（直通）

E-mail：kenomoto@kinan-hp.tanabe.wakayama.jp

3 実施スケジュール

- ・ 現場説明申込期日 令和8年9月25日（金）
- ・ 現場説明日程 令和8年9月30日（水）～10月2日（金）
- ・ 質問への回答 令和8年10月8日（木）予定
- ・ 参加申込書の提出期日 令和8年10月13日（火）

- ・ 警備計画提案提出期日 令和8年10月26日（月）
- ・ 警備計画提案審査 令和8年10月29日（木）
- ・ 審査結果通知 令和8年11月2日（月）予定
- ・ 業務委託契約締結 令和8年11月中旬

※ 本プロポーザルは、簡易型プロポーザル形式とし、提出いただく書類審査のみで評価を行います。なお、提出者が1者の場合でも審査を実施し、審査基準を満たすと認められる場合は、当該提案者を受託候補者として選定します。

4 現場説明会について

当院における警備保安箇所や防災センターについて、位置や設備等を確認するとともに、不明な点について確認することができる機会を設けます。説明会は事業者ごとに行いますので、希望される時間帯は先着順となります。なお、その場で回答する性質の質問については、その場で回答します。

(1) 申込受付期間

令和8年9月24日（木）午前8時30分から9月25日（金）午後5時まで

(2) 提出先

E-mail : kenomoto@kinan-hp.tanabe.wakayama.jp

(3) 現場説明会期間について

令和8年9月30日（水）から令和8年10月2日（金）までの間

午前10時から午後5時までの間（正午から午後1時の間を除く）のおよそ1時間とします。本説明会への申込をもって参加の意思ありと判断をします。

希望される場合は、上記メールアドレスへ電子メールで直接申し込んでください。件名は「【現場説明会申込】警備保安業務」としてください。希望される時間帯と参加される人数（4人まで）をメール本文に記入してください。

なお、質問書提出後、電話による受信確認を行ってください。その際、受付可能な時間帯かどうかの確認も行います。

(4) その他

希望される場合には当院1階の図面をお渡しいたします。（PDFも可能）なお、説明会に申し込まない場合には、参加申込書の提出を受けてからお渡しをさせていただきます。

5 質問の受付

(1) 受付期間

令和8年9月30日（水）午前8時30分から10月5日（月）午後5時まで

(2) 提出先

E-mail : kenomoto@kinan-hp.tanabe.wakayama.jp

(3) 質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式第4号）により、上記メールアドレスへ電子メールで提出してください。件名は「【質問】警備保安業務」としてください。電子メール以外（電話・FAX等）での質問は受け付けられません。

なお、質問書提出後、電話による受信確認を行ってください。

(4) 回答

回答は、令和8年10月8日（木）をめぐに、質問書の提出のあった全社へ電子メールで送信しますので、受信確認後、電話にて受信した旨ご連絡ください。

6 参加申込書の提出について

(1) 提出期間

令和8年9月30日（水）午前8時30分から10月13日（火）午後5時まで

(2) 提出先

2業務概要の(5)担当まで提出してください。

(3) 提出方法

下記(4)の提出書類を、持参又は郵送により提出してください。

(4) 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出してください。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 業務実績書・実施責任者について（様式第3号）

- ・ 過去5年間（令和3年度以降のもの）に病院で警備保安業務について受託した実績を記載してください。下記(5)の②を参照のこと。（会社・実施責任者）

※ウについては採点対象となります。担当した施設の規模や内容、件数について評価対象とします。

また、その内容について審査日までに質問を行う可能性があります。

(5) 参加資格

- ① 令和8～10年度公立紀南病院組合入札参加登録名簿に登録されている事業者であること。（プロポーザル参加表明書受付期間内での登録可）
- ② 令和3年度以降、医療法第1条の5において定義される「病院」の施設警備・夜間常駐警備・駐車場警備（管理）を受託した実績があること。
- ③ 欠格要件のない者

事業者、事業者の役員が次のアからエまでのいずれにも該当していないこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定
- (ウ) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者
- (エ) 国税、県税、市町村税を滞納している者

7 警備計画提案審査について

(1) 提出期間

令和8年10月19日（月）から令和8年10月26日（月）午後5時まで（必着）

持参の場合は、上記期間内の平日の午前8時30分から午後5時までとします。

郵送の場合は、10月26日（月）必着とし、書留等送達過程が記録されるものに限り
ます。

(2) 提出先

2業務概要の(5)担当まで提出してください。

(3) 提出方法

下記(4)の提出書類を、持参又は郵送により提出してください。

(4) 提出書類

ア 警備計画提案提出書（様式第 5 号） 1 部

イ 警備計画提案書（任意様式） 6 部

A 4 横片面、長辺をホッチキスで綴じてください。

下記の事項について、簡潔にまとめてください。表紙を含め 10 ページ以内とします。

- ・表紙 （業務名と商号又は名称を記載してください。）
- ・実施方針（業務遂行に当たっての考え方等）
- ・実施体制（業務遂行するために必要な体制、雇用等の考え方）
- ・不測の事態が発生した場合の対応等について
- ・待遇向上や地域へ向けた取り組み内容や考え方について

※ 7 の審査基準を参考に作成をお願いします。

また、審査日までに内容について質問を行う場合があります。

ウ 見積書（A 4 任意様式） 1 部

本業務の実施に要する全ての経費に係る見積書を記名押印の上、作成してください。

また、業務ごとの内訳明細書についても添付してください。

なお、見積額は、消費税及び地方消費税を含む月額とします。

(5) 警備計画提案審査について

今回は簡易型プロポーザル審査を採用します。提出された警備計画提案書を基にして採点を行います。プレゼンテーションを行いません。

(6) 選定方法

提出された書類及び企画提案書に基づき、当組合の職員で構成する「紀南病院警備保安業務受託候補者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）において、審査基準により審査し、最も高い評価となった提案者を第 1 受託候補者として選定し、次点となった提案者を第 2 受託候補者とします。なお、委員会は、非公開とします。

(7) 選定結果

選定結果については、11 月 2 日（月）までに通知を発送する予定です。

7 審査基準

受託候補者の決定に当たっては、下記配点の合計点で評価します。

なお、合計点が同点の場合は、受託金額の安い者を優先します。

配点は以下のとおりです。

	評価項目	評価の視点	配点
1	業務実績	様式第3号記載の内容から	20点
2	受託責任者等の業務経験及び実績	様式第3号記載の内容から	10点
3	実施方針	①本業務内容を理解しているかどうか ②災害拠点病院であることを踏まえた実施方針となっているか	10点
4	実施体制	①総務課・施設管理業者との連携 ②応援体制について	10点
5	不審者対応、災害や火災発生時の対応方針	①的確な対応が可能かどうか ②発生時の被害を最小限にする対策をどう講じているか	10点
6	接遇向上・地域への貢献について	①接遇向上のための取組について ②雇用体制について	10点
7	管理運営費見積額について	金額の低廉さについて評価する	30点
計			100点

8 契約

(1) 受託者の決定

第1受託候補者と仕様等詳細について確認の上、受託者として決定します。ただし、第1受託候補者との協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行った上で受託者を決定することができるものとします。

(2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を揃え、当組合と協議の上、速やかに契約手続を進めるものとします。

9 失格事項

提案参加者が次の事項に該当すると当組合が判断した場合は、失格とします。

- (1) 書類の提出期限に遅延した場合
- (2) 本要領を順守しない場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出された見積書が委託料上限額を超過している場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

10 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された関係書類等は、返却しません。
- (3) 提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとします。ただし、当組合が受託候補者の選定に必要と認める場合は無償で使用するものとします。
- (4) 提出書類は、当組合において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができるものとします。
- (5) 審査結果については、本プロポーザルへの参加者数と、受託者の商号又は名称、採点結果を公表する場合があります。
- (6) 参加者は、本プロポーザルに係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとします。
- (7) 本プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本としつつも、当該内容を確約するものではありません。